

# 予防給付ケアマネジメントにおける 介護支援専門員業務の手引

【改訂版】



平成 25 年 3 月

 東京都



## はじめに

介護支援専門員を取り巻く環境は、介護保険スタートの時点から数回にわたる制度改正を経て大きく変化し、医療や保険外サービスとの連携など、求められる専門性の多様化、能力水準の高度化が求められています。一方ケアマネジメントの基本は、利用者の立場に立って一人一人の個性を尊重し、生活全体を捉えて利用者の自立支援、悪化の防止を促進するために計画的に総合的に支援を継続していく基本は変わるものではありません。

平成24年度の改正においては、地域包括ケアシステムによる在宅サービスにおける介護と医療の連携、日常生活圏における入院・退院・在宅復帰を通じて切れ目のない継続的支援を強化するための新たなサービスメニューの創設、連携に対する加算などが盛り込まれ、介護支援専門員はこれらの制度に対応できる実践力が求められています。

東京都においては、平成15年3月より「居宅介護支援専門員業務の手引」を作成し、制度が期待している標準手続を基本に、利用者の為に確実に行って欲しい業務のポイントを示してきました。平成18年度の改正により誕生した予防重視型システム、地域密着型サービス導入時はもとより報酬改定等も反映して修正・加筆を重ねてきました。

平成24年10月、介護支援専門員を取り巻く新たな環境の変化に対応し、介護支援専門員に求められる知識・技術を検証し、東京都における実践への基礎レベルを示した手引の内容を検討するために「介護支援専門員業務の手引作成委員会」が設置されました。

ケアマネジメントの基本理念は利用者の自立支援であり、個々の利用者の主たる生活の場が居宅であれ、施設であれ異なるものではありません。また、要支援・要介護状態の程度が異なっても、一人一人の「その人らしさ」を尊重し、主体性を引き出す関わり方を工夫していくケアマネジメントの視点は共通です。

手引の改定に際し委員会では、介護支援専門員は居宅介護支援、施設サービス支援、介護予防支援、地域密着型サービス（小規模多機能・認知症対応型共同生活介護）支援を全体として理解し、利用者の生活の場や程度の変化に応じて、ケアマネジメントの継続性を保つためにも相互関係を踏まえて協働すべき立場にあることから、居宅編、予防編、施設編の分冊にせず、合本とすべきであるとの意見もありました。しかし、根拠法令も細分化されている今日、日常的に繰り返し活用する部分の汎用性を考慮すると分冊が望ましいとの合意に至りました。

ケアマネジメントのさらなる質の向上、法令遵守が強く求められている中で、新たに作成した手引が、区市町村や地域包括支援センター等の関係機関はもとより、介護支援専門員が配属されている居宅支援事業所、各種施設、サービス事業者等においても活用していただくことを期待いたします。

平成25年3月

東京都介護支援専門員  
業務の手引作成委員会

委員長 國光 登志子

# 改訂にあたって

平成18年度の介護保険法の改正により、介護予防の支援を重視した新予防給付と地域支援事業が創設されたのをうけ、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が介護予防の視点に立った適切なケアマネジメントを実施できるように、「新予防給付ケアマネジメント業務の手引（介護支援専門員編）」が東京都介護支援専門員支援会議によって検討され、平成18年3月に発行されました。

この度の平成24年度改正では、高齢者の尊厳の保持と自立支援といった介護保険の基本理念を一層推進するため、地域包括ケアシステムの基盤強化が打ち出されました。ここでは、高齢者が地域での生活を可能な限り継続できるように、介護予防及び重度化予防等を念頭に、高齢者の自立支援に重点をおいた居住系や在宅系のサービスが整備され、介護支援専門員には自立支援に資するケアマネジメントの実践がこれまで以上に求められています。

このような状況を踏まえ、「予防給付ケアマネジメントにおける介護支援専門員業務の手引」として改訂することとなりました。本改訂では、基盤強化が目指されている地域包括ケアシステムを理解したうえで、その構築に向けて介護支援専門員が果たすべき役割等をご理解いただけるように加筆しました。また、予防給付ケアマネジメントと介護予防ケアマネジメント業務との関係性を明確に理解したうえで、予防給付ケアマネジメントを展開できるように整理してみました。加えて、予防給付ケアマネジメントの具体的な全体像をご理解いただけるように、事例を加えています。

居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が、地域包括支援センター等と連携し、自立支援に資する予防給付ケアマネジメントを実践する手引きとして、役立てていただければ幸いです。

平成25年3月

東京都介護支援専門員  
業務の手引作成委員会  
予防部会 部会長 高良 麻子

# 目 次

## 第1章 地域包括ケアシステム

第1節 介護保険制度とは	1
1 介護保険法の目的	1
2 介護保険法の基本理念	1
第2節 地域包括ケアシステムとは	2
1 地域包括ケアの規定	2
2 地域包括ケアシステムとは	3
第3節 地域包括ケアシステムにおける役割	4
1 区市町村の役割	4
2 地域包括支援センターの役割	5
3 介護支援専門員の役割	6
第4節 地域ケア会議の活用	7
1 地域ケア会議とは	7
2 地域ケア会議とサービス担当者会議との違い	8
3 地域ケア会議の活用方法	8

## 第2章 介護予防

第1節 介護予防の意義	9
1 介護予防の視点とは	9
事例紹介 悪循環を断ち切った事例	10
2 介護保険制度における介護予防	11
第2節 介護予防ケアマネジメント	11
1 介護予防ケアマネジメント業務と予防給付ケアマネジメント	11
2 介護支援専門員が予防給付ケアマネジメントを担う意義	15

## 第3章 予防給付ケアマネジメントの概要

第1節 予防給付ケアマネジメントの対象者およびサービス	17
1 対象者	17
2 予防給付のサービス	17
第2節 予防給付ケアマネジメントの留意点	21
第3節 予防給付ケアマネジメントの流れ	22
1 地域包括支援センターによる介護予防支援の実施	22
2 予防給付ケアマネジメントの全体プロセス	22
3 指定居宅介護支援事業者への業務委託	25
第4節 予防給付ケアマネジメントにおける連携	28
1 指定居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの連携	28
2 関係機関との連携	28
3 介護予防事業等との継続性	29

## 第4章 予防給付ケアマネジメントの具体的進め方

第1節 予防給付ケアマネジメントのプロセス	31
第2節 アセスメント	31
1 アセスメントにおける留意点	33
使用・記入する様式と記入例	
第3節 介護予防サービス計画原案の作成	43
1 介護予防サービス計画案作成における留意点	43
2 介護予防サービス計画原案の作成方法	44
記入する様式と記入例	
第4節 サービス担当者会議の開催	50
1 会議の開催時期と内容	50
2 会議の開催方法	50
3 会議の記録	51
記入する様式と記入例	
第5節 介護予防サービス計画の交付	53
第6節 サービスの調整と提供	53
第7節 モニタリング	53
1 モニタリングの位置づけ	53
2 実施方法	53
第8節 評価	54
1 評価の実施	54
2 評価の反映	54
記入する様式と記入例	

## 第5章 事例を通して理解する予防ケアマネジメント

第1節 事例の概要	56
第2節 Aさんへの支援の流れ	56

## 資料

○平成24年4月報酬改定	71
○介護予防ケアマネジメント関連様式	89
○介護予防ケアマネジメント関連様式の記入方法	98
○関連帳票（参考例）	110
○介護支援専門員の登録・研修	120
○お問い合わせ先一覧（平成25年4月現在）	124

本書においては、介護予防ケアマネジメント様式について厚生労働省が提示した介護予防ケアマネジメント標準様式を一部変更した「東京都推奨様式」を使用しています。